

意見書

平成 20 年 6 月 30 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり 意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案に関する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 第3 電気通信役務の提供に関連する分野 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 (1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定に係る行為 イ 電気通信事業法上問題となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)に関する今回の改定案(以下、「本改定案」という。)には、電気通信事業法上問題となる行為としてII 第3 3(1)イ(エ)が追加されており、その例示として、虚偽のネットワーク構成等を説明して「サービス提供しているとき」が挙げられています。しかしながら、本来は、サービス提供しているか否かに関係なく、虚偽の情報に基づく資金調達自体が適正な事業運営とはいえず、そのような事業運営により、電気通信の健全な発達等に支障を及ぼす恐れがあると考えます。従って、問題をより明確にするために、本改定案を以下のとおり修正していただきたいと考えます。 ・ また、電気通信事業法第29条12項に該当する行為として、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、非合理的なネットワーク構築を行うなど適正かつ合理的でない事業運営を行うことで、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障を及ぼすようなケースも考えられます。このような事例は、当然認められるべきものではなく、こうした行為を明確に禁止するためにも、以下の例示を共同ガイドラインに追記していただきたいと考えます。 <p><本改定案> (エ) 略 (例) 電気通信事業者がそのサービス提供に必要な事業資金を調達するために虚偽のネットワーク構成等を説明してサ</p>

該当箇所	意見
	<p style="text-align: center;"><u>サービス提供しているとき。</u></p> <p><修正案></p> <p>(エ) 略</p> <p>(例)</p> <p>① <u>電気通信事業者が虚偽のネットワーク構成等を説明してそのサービス提供に必要な事業資金を調達しているとき。</u></p> <p>② <u>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がネットワークを構築する際に、既存の設備を流用することが技術的に可能かつ合理的であるにも係らず、別に設備を導入・設置してネットワークを構築することで、電気通信事業分野における公正な競争及び電気通信の健全な発達を阻害しているとき。</u></p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同ガイドラインについては、平成 16 年 6 月 18 日に総務省より公表された『『電気通信事業分野における競争の促進に関する指針』(改定原案)』に寄せられた意見及びそれに対する考え方」(P.1)において、「本ガイドラインは、必要に応じて、「適宜機動的に」見直しを行う所存である。特に、今年 4 月の電気通信事業法改正により競争環境がめまぐるしく変化することが予想されるので、電気通信事業法部分については、今回の改定後、1 年後を目処に見直しを行うこととしたい」とされているところです。 ・ しかしながら、その後、本件のような法律等改正に伴う整備を除き、共同ガイドラインの本質的な改正がなされていないと考えます。直近では、平成 20 年 3 月 31 日に総務省より「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定版が公表されましたが、これについても、電気通信事業法施行規則等の一部の改正に付随して行われた改定でした。 ・ IP 化の進展に伴い競争環境が大きく変化する現在において、競争環境の確保に向けて NTT グループの連携に伴う喫緊の課題を抱えており、意見募集等を通じて早急に共同ガイドラインの本質的な見直しを実施する必要があると考えます。特に、各種サービスのセット販売や FMC サービスが繰り広げられている現在、NTT グループ各社の禁止行為に該当する具体的事例を充実させ、NTT 東西が子会社・関係会社を通じて禁止行為を回避しないよう、明確に禁止することが必須であり、そのため

該当箇所	意見
	<p>にも共同ガイドラインに実効性を持たせるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、喫緊の課題である以下の点を、「問題となる行為」として、早急にガイドラインへの反映を行うべきと考えます。 <p><共同ガイドラインⅡ 第3 3(1)イ(ウ)fへの例示追加文案></p> <ul style="list-style-type: none"> - 市場支配的な電気通信事業者とその子会社・グループ会社が営業活動に使用するツールにおいて、当該グループ会社のサービスを優先的に取り扱うこと - NTT東西が従来の電話業務で取得した顧客情報をフレックスサービス等他のサービスの営業に活用すること <ul style="list-style-type: none"> ・ また、共同ガイドラインがより有効に活用されるよう、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」とも相互参照性を高め、双方のガイドラインにおける記述についてさらなる明確化を図るべきであると考えます。NTT グループにおける共同営業等は事業者間の競争環境を歪める行為に他ならず、NTT 再編成の趣旨に鑑みその全ては厳格に禁止されなければなりません。 ・ この観点から、共同ガイドラインにおいて、以下のとおり禁止行為に該当する具体的事例の充実化等を図るべきと考えます。 <p><共同ガイドラインへの追加項目案></p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西とNTTドコモ相互間での共同営業については、原則禁止ではなく、例外なく禁止することを明記すること - NTTドコモ側が主体となるFMCサービスに係る共同営業に関する規定を設けること - FMCサービス以外のNTTグループの共同営業について、詳細な規定を設けること

以上